

平成 21 年 12 月 10 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：平成 19 年 12 月 17 日)

平成 22 年度紙製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

I. 再商品化事業者の選定方法

1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設について 1 再商品化事業者（ジョイントグループ）落札とする。

2. 再商品化事業者の落札可能量

ジョイントグループを形成する再生処理事業者の①施設の能力、②古紙、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、他材料の処理量、③再商品化製品利用事業者の引取同意量、等により再商品化事業者の落札可能量を査定する。

各再生処理事業者の査定能力については、平成 21 年 12 月 21 日（月）に当該再生処理事業者に通知します。

3. 落札事業者の決定

保管施設ごとに、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

4. 入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②の優先順位で入札条件を比較し、落札者を決定する。

- ① ジョイントグループを形成する再生処理事業者の内、選別事業者、材料リサイクル事業者の再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。
- ② 製紙原料化と古紙ボード等の製造を行う材料リサイクルの比率が最も高いこと。

5. 個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。

- ① 入札事業者が単数の保管施設
- ② 落札価格の安い保管施設
- ③ 落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設
(ただし、当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、落札決定の後順の段階で全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。)

6. 第5項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い
当初の一番札を除外した上で、第4項、第5項を適用する。この場合、第5項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
7. 入札事業者がなかった保管施設、重複入札等の理由で欠格札となり選定対象事業者のない保管施設および入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。(ただし、入札対象量等により 上記手順が不適当と判断される場合には、この限りではない。)
8. 社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて第7項記載の手順により当該保管施設の落札事業者を決定する。

II. 選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、電子メールにて、落札した保管施設をお知らせします。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、電子メールにてその旨をお知らせします。(代表事業者宛)

なお、保管施設ごとの落札状況については、平成22年4月に当協会のホームページにて公表します。

以上